

## 「マイナンバー改正法案」個人情報が軽んじられる

### 認められるのは別の自分

就職あっ旋会社のテレビコマーシャル。欠員不足が生じた会社の部署が人事部を経由することなく、直接就職あっ旋会社に登録されている100万人分の求職者名簿から人材を探せるが謳い文句です。求職者は、あっ旋会社に紹介料を支払って売り込んでいるので覗かれることは期待します。しかし自分の情報がこれ以外にも出回り、曝される危険性があることは承知しているでしょうか。恐怖は感じないのでしょうか。

求人する会社の社員は、100万人分の求職者名簿を覗くことができます。便利だといえるでしょうか。100万人分の名簿は目的以外にも“活用”できます。

オフィスの会社員が、社内だけでなく、昼休みや通勤などで社外にいても社員証を首から垂らしています。接客のときは社員証を垂らしながら名刺交換をします。日常的に身分証明書で自分を確認してもらっています。逆に、相手からもそうでしか認められません。

オフィスの会社員は社員証で管理されています。なぜ垂らすか。「規則だから」「みんながそうしてるから」の集団心理で違和感は湧きません。慣らされてメンバーシップの社員になります。しかし社員証が原因で事故が発生して被害をうけるのは個人です。

最近、デパートやスーパーなどで、事故防止のために店員のネームプレートにフルネームではなくイニシャルを表記するところが増えています。客にフルネームは関係ありません。店員はそれで安心感を得たといえます。

日本社会は、個人情報の保護が軽んじられ、曝されることに慣らされています。

### 漏れない情報はない

4月14日、「マイナンバー法等一括法案」が国会で審議入りしました。当初は5月中旬に衆議院を通過するといわれていました。現在、参議院で審議中です。

改正される具体的内容には、保険証を統合する、年金受け取り用の銀行口座を拒否申請がない限りは自動でマイナカードにひも付ける、マイナカードの利用範囲を拡大するなどが盛り込まれています。

法案の衆議院通過が近づく段階となってマイナカードの不具合、個人情報の他者への流出、ひも付け作業段階でのミスが大量に報告されはじめています。5月12日に厚労省が発表した調査結果では、マイナ保険証に別人の情報がひも付けられていたケースは、21年10月から22年11月までに約7,000件もありました。他人の医療情報を閲覧してしまったというのがあります。まだまだ埋もれています。

人がおこなう手作業には人物の取り違えや番号の入力ミス、書き損じなどさまざまなミ

スはつきものです。「ヒューマンエラー」はなくせません。なくそうとするとかえって増えます。今報道されている事態は普及を急かせたり、期限を切ったりして担当職員に過重労働を強いたなかで発生した「事故」で、個人情報保護を軽んじる政府の政策の責任です。

不具合の発生も危険ですが個人情報が流出するのは恐怖です。さらに保険証のひも付けミスは、生命の危険におよぶような事態をまねきかねません。極力被害を小さく抑えられる対策が必要です。さらに、本当は個人情報を管理する立場の側からの情報漏えい・横流し、求職登録者名簿などさまざまな名簿の売買などが横行しています。

**漏れない情報はない**ということです。マイナカードそのものが危険です。

昨年10月15日の朝日新聞は、マイナンバー制度の設計に携わった中央大学の石井夏生利教授（情報法）のインタビューを載せています。「もともとマイナンバー制度をつくる時にカードがなくてもいいように制度をつくっています。カードの取得を制度運用の条件にすると・・・個人情報保護の面でも国民からの不安がぬぐえないと考えられていました。・・・そういったもろもろの事情があり、カードを必須にはしませんでした」

マイナカードは、「複数の機能がカード一枚に集中すれば、利便性は増すがセキュリティ上は危くなる。その知識を得た上で、**取得・非取得については自由に選択できる**というのがマイナンバーカードの初期設計の趣旨」でした。

政府はよく外国の活用例を出します。外国では、まだ徴兵制度が残っている韓国を除いて、国民の情報は一元化しません。人権の視点から「縦割り行政」が厳しく守られていてお互いに干渉できないようにして個人情報を保護しています。平素、日本の政治は「縦割り行政」で合理性を欠くと批判されています。しかしマイナカードに関しては「縦割り行政」が取り払われようとしています。騙して安心させて制度を作り、開始すると脅して悪用しています。

14年5月からストレスチェック制度が開始されました。ストレスチェックは強制ではありませんでした。しかし20年4月に出された厚労省の「省令、告示、指針」で「望ましい」になりました。企業においてはそれで“強制的指導”です。法を逸脱しています。

## **脅し、賺しで普及率をアップ**

マイナカードの取得は初期設計の趣旨にそって任意と法律でも謳っています。

そのこともあってカードの取得は進みませんでした。政府が利便性をアピールしても不信感や恐怖感がまさり、国民はなびきませんでした。

政府は取得を推進させるためさまざまな手法で圧力をかけます。国家公務員は身分証明書代わりです。会社では「規則だ」と騙し、「みんながそうしてるから」と仲間意識を誘ってとり込みます。応じない社員には「反社」というレッテルが貼られます。

取得推進のための特典付与はまさに買収行為です。

キャンペーンは、期間を2度も延長して21年12月31日に終了しました。つづけて

22年1月1日からは第2弾が開始します。元々あった5,000円分付与に加え、健康保険証とひも付ければ7,500円、自分の銀行口座とひも付けたらさらに7,500円、合計で2万円が付与されます。マイナポイントの申し込みは23年5月末まででしたが、9月末までに延長されています。売れない商品を開発してしまった企業の後始末の手法です。

政府はそのためにこれまで合計3兆円近くの支出をおこなっています。

さらに取得しないと不利益が生じると脅します。

国から地方自治体への交付金がマイナカード普及との“ひも付け”がおこなわれています。岡山県備前市はマイナカードの取得を給食無償化や保育園無償化などの条件にしようとした。住民利害を無視して首長の政治的思惑を先行させるが実際に起きています。

さまざまな事故が報告されながらブレーキを踏まずにアクセルだけを踏み続けています。そこまでして現在全国民のマイナンバーカードの交付枚数は約8996万件、マイナ保険証の利用登録は6195万件です。(5月21日現在)

## 政府は「便利」だけでアクセル

4月22日の「ダイヤモンド・オンライン」は「マイナンバーカード推進の裏で進む法改正、個人情報利用や機能追加などに『野放図拡大』のリスク」の記事を掲載しました。そこからあらためて問題点を整理します。

まず第一に、「マイナンバー」と「マイナンバーカード」は別です。

マイナンバーは、16年1月以降すでに全国民に振られている番号で、国や自治体の行政処理の現場では日常的に使用されています。

第二に、国民の個人情報を管理するデータベースは各省庁や自治体が個別に管理しています。マイナンバーはそれらを「名寄せ」(ひも付け)するためのタグです。確実に本人だと確認するための振り番です。

マイナンバー自体は、利用用途と利用を許される人・機関が法律で定められ、今は規制がかかっています。一方、マイナカードの利用は広く一般に公開されていて、認可を受ければ国や自治体のみならず民間企業・団体でも自由に使える空き領域もある設計になっています。会員証や入館証、社員証やポイントカードなど、用途はかなり自由です。

単なるマイナンバーの情報だけでなくさまざまな機能が複合的に搭載されています。券面とICチップ内のマイナンバー情報に加えて、カードを持つ人が確かに利用者本人であると電子的に証明したり、送付する電子文書が本物である証拠の署名を行ったりする電子証明書機能が付いています。

しかし個人は自由に利用できる空き領域などの存在は見えにくく、これらの機能とマイナンバーの関係は分かりにくいです。

改正マイナンバー法が成立したら、具体的に何が変わるのでしょうか。

まずマイナンバーそのものの用途を拡張します。これまでのマイナンバーの利用は、税・

社会保障・災害対策の3用途のみで、その用途のなかでも利用できる主体と内容がすべてリスト化されています。現在確認できるのは、データが元の機関から他機関に連携されたときのマイナポータルでの照会のみです。

このリストに3分野以外から新たな使い方が追加されます。国家資格登録、自動車登録、在留資格許可などか書類を事務所に提出しなくてもマイナカードを利用して自宅から届け出ができます。

これまではできることがリスト化され、何か追加するには法改正が必要でしたが、主務省令で規定することで情報連携を可能にします。用途の追加は、法改正など表から見える手続きなしになし崩しにおこなわれる危険性があります。法改正の本当の狙いはここにあると思われます。国民一人ひとりが、国から知らないところで管理・支配・監視されます。

### 健康状態の個人情報個人のものでなくなる

今回の法改正、そしてマイナカードの運用には多くの危険性があります。その典型が、保険証との統合、「個人認証カード」としての用途の拡大です。

他人に閲覧される危険性がある自分の健康・医療データとはどのようなものでしょうか。

政府のオンラインサイト、マイナポータルに入り「診療・薬剤・医療費・健診情報の確認」のタブをクリックし、マイナカードを使ってログインし、利用者証明用電子証明書の暗証番号4ケタを打ち込むと見られるデータは大別して「医療費情報」、「薬剤情報」、「特定健診データ」の3つです。

特定健診データは、体重の増加ぶりから既往症、何気なく口走った「お悩み症状」まで記録されています。厚労省によると必須事項以外をどこまで記載するかは保険者次第ということです。自分の情報の書かれぶりを自分で取捨選択することはできません。

患者の健康状態や病歴・治療歴、感染症情報は最も重要な個人情報です。それがカード一枚と暗証番号ひとつで見られるようになる（する）といわれています。民間企業が様々な医療情報を活用できるようひも付けていくともいわれています。情報が個人のものとはなりません。

日本では、政府も行政も企業も、そして労働者も個人情報の遵守を軽んじています。

入社や転職などに際して、医療機関にかかっていることが本人の意思にかかわらずすべて知られることになったりします。定期健診や産業医との面談の結果はどのように利用されるのでしょうか。職場のストレスチェックといいながら実際には個人のストレスチェックがおこなわれています。その結果が産業医や医療情報を取り扱う企業から自動的に人事に伝わるのが・・・あり得なくはありません。

「危険」を強制する国の政策そのものが「危険」です。

そのような状況においてはなおさら1人ひとりで自分を、自分の個人情報を守ることが大切になります。

いじめ メンタルヘルス労働者支援センター